

## 旧根尾小学校体育館利活用事業者募集要項

### 1 目的

令和3年度末に学校統合により閉校となった旧根尾小学校体育館を活用し、根尾地域の活性化につながる教育に特化した公共性のある事業を実施する事業者を募集します。

### 2 対象施設名及び所在地

- (1) 施設名 旧根尾小学校体育館
- (2) 所在地 岐阜県本巣市根尾市場461番地

### 3 対象施設の概要

#### 体育館

建築年	昭和56年3月
構造	鉄骨構造
耐震基準	平成16年 耐震補強済み
延床面積	904 m <sup>2</sup> (図面は別紙のとおり)
冷暖房設備	なし

### 4 応募資格

教育に特化した公共性のある事業を実施する企業及び法人とし、以下の全ての項目を満たす者とする。

- (1) 公租公課を滞納していないこと。
- (2) 暴力団等の反社会的勢力に関与していないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 宗教活動、政治活動に利用しないこと。
- (5) 営利を目的としないこと。

### 5 使用料

本巣市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例による。

年間 120,000円程度 (令和4年度現在)

### 6 使用可能期間

令和5年5月～令和8年3月 (原則1年更新とする)

本巣市公有財産及び債権の管理に関する規則第9条第1項ただし書きに規定する使用期間による。

## 7 使用条件

- (1) 本巢市公有財産及び債権の管理に関する規則第10条に規定する使用許可の条件による。
- (2) 施設の維持管理費及び修繕費は、事業者負担とする。
- (3) 電気や水道の使用にあたり、使用料が明確となるよう、事業者がメーターを設置すること。
- (4) 市は、使用許可決定後に判明した瑕疵や使用時の事故・ケガ等の施設責任は一切とらない。
- (5) 事業者が事業を完了又は廃止の承認を受けたときは、事業実績報告について次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - ①旧根尾小学校体育館利活用事業実績報告書
  - ②事業収支決算書
- (6) 根尾地域の活性化につながる教育に特化した公共性のある事業とすること。

## 8 募集スケジュール

- (1) 募集要項公表  
募集要項は、本巢市ホームページに掲載します。
- (2) 施設見学等  
施設の見学を希望する場合は、希望日の5日前までに、本巢市教育委員会学校教育課教育総務係に電話でご連絡ください。
- (3) 質問受付  
質問は令和5年2月15日～令和5年3月10日まで受付します。FAX、メール等の書面（様式任意）によりお問い合わせください。電話等で口頭での質問には対応しかねますので、ご了承ください。  
なお、質問に対する回答は、応募者全員に対してホームページにて公表します。
- (4) 募集受付  
受付期間 令和5年2月15日～令和5年3月20日まで  
受付場所 本巢市役所 真正分庁舎 学校教育課 教育総務係  
受付方法 郵送又は持参

## 9 提出書類

- (1) 旧根尾小学校体育館利活用事業申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書

## 1 0 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類の返却はしませんので、必要に応じて、写しを保管してください。
- (2) 応募後に辞退する場合には、電話連絡の上、辞退書を提出してください。

## 1 1 審査方法

- (1) 応募者からの必要書類を閉校施設利活用審査会において評価、審査を行い、使用を許可する事業者を決定します。
- (2) 必要に応じてプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査を行う場合は、後日通知をします。
- (3) 審査にあたって必要と判断した場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

## 1 2 審査結果通知

審査結果については3月下旬を目途に、応募のあった事業者全員に郵送により通知します。審査結果に関する異議等は受け付けませんので、予めご了承ください。

## 1 3 事業者決定後の取り扱い

事業者決定後（審査結果通知後）、事業者と市との間で事前協議を行った上で、使用許可の手続きを行います。使用開始可能日は令和5年5月以降を予定しています。

なお、事業者の決定については、審査結果通知送付後、ホームページ等で公表します。

## 1 4 変更申請

前項の規定により決定の通知を受けた事業者の代表者は、第9項の規定により提出した書類の内容を変更しようとするときは、変更申請書を提出しなければならない。ただし、決定を受けた事業目的を変更することはできない。

## 1 5 提出先（連絡先）

〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑 1000 番地 本巣市役所 真正分庁舎 教育委員会学校教育課 教育総務係 電話 058-323-7762 FAX 058-322-2785 メールアドレス gakkou-kyouiku@city.motosu.lg.jp
--